

西宮市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地又は建物（以下「土地等」という。）を有料で借り受け、又は有料で使用して西宮市内に保育所等を新たに設置する場合に、当該土地等の借り上げ等に係る経費を対象に補助金を交付することにより、保育所等の開設を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、保育所等とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に規定する認可を受けて設置する同法第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項に規定する認可を受けて設置する同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条で定める利用定員(同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもを除く)45人以上の保育所等(分園を含む。)を平成30年4月1日から令和8年3月31日までに西宮市内で新たに設置する者のうち、当該保育所等の用に供するための土地等を有料で借り受け、又は有料で使用する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という)は、当該保育所等の用に供するため借り受けた土地等の賃借料、共益費、管理費、使用料等とする。

2 前項の規定に関わらず、国、都道府県、西宮市以外の市町村又は西宮市の他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金について補助対象経費から除く。ただし、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(以下、「基準」という)第1条第51号に掲げる賃借料加算の対象となる場合は、別表の定めるところによる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は別表に定めるところによる。補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付に係る申請等、必要な手続き等については、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)の規定による。

2 前項の手続きによる申請、変更及び実績報告には、補助金規則に定める書類のほか、

市長が必要と認める書類を添えなければならない。

(交付の時期)

第7条 補助金等は、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を概算により交付することができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
2. この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

補助対象者	補助期間	補助金額
市の所有する土地等を、当該保育所等の用に供するために有料で借り受け、又は有料で使用する者	当該保育所等の設置年月日から廃止までの期間及び廃止後、当該土地等の原状回復に要する期間	補助対象経費の全額
市以外の所有する土地等を、当該保育所等の用に供するために借り受ける者	当該保育所等の設置年月日から起算して5年を限度とする。ただし、当該保育所等の設置年月日が各年度の4月2日以降の場合は、設置年月日から起算して4年が経過する日が属する年度の3月31日までの期間	補助対象経費の月額50万円を超えて100万円以下の部分に10分の9を乗じて得た金額。ただし、基準第1条第51号に掲げる賃借料加算の対象となる場合、補助金額は、賃借料加算を差し引いた額

別表において、新たに分園を設置又は廃止する場合は「設置」を「分園設置にかかる認可事項の変更」、「廃止」を「分園廃止にかかる認可事項の変更」と読み替える。